

第五十八号議案

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区民センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定
により、江戸川区民センターの指定管理者を次のように指定する。

（説明）

江戸川区民センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いた
します。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
江戸川区民センター	株式会社アターブル松屋 代表取締役 伊倉 貴美男	
中央区明石町二番二〇号		平成二十三年四月一日から平 成二十八年三月三十一日まで